

証明書コンビニ交付 サービスの一時停止

通信施設更新作業のため、10 月31日(土)の午後9時から終 日、住民基本台帳カードを利用 した「証明書コンビニ交付サー ビス」は利用できません。

なお、停止時間を変更する場 合は、市HPでお知らせしま す。

詳しくは、窓口サービス課 $(\mathbf{Z}47 - 8764) \ \ \, \sim_{\circ}$

大垣ケーブルテレビで 災害・避難情報を発信

市は、従来の防災行政無線や メール配信サービスによる災害 時の情報伝達手段を補完するた め、株式会社大垣ケーブルテレ ビのチャンネルOCT(12ch)に おいて、10月15日から、視聴中 の緊急放送として、市の災害・ 避難情報などをテロップで発信 します。

また、同じチャンネル内のデ ー夕放送においても、情報を確 認できます。

詳しくは、生活安全課(☎47 $-7385) \ \, \sim$

11月は口座振替推進月間

市税などの納付に、便利で安 心な口座振替をご利用くださ

- *対象科目/市県民税(普通徴 収)、固定資産税・都市計画 税、軽自動車税、国民健康保 険料(普通徴収)、介護保険料 (普通徵収)、後期高齢者医療 保険料(普通徴収)、育英資金 償還金、保育料(保育園・幼 保園·幼稚園)、市営住宅家賃 等、市単独住宅使用料、水道 料金、下水道使用料、留守家 庭児童教室保育料
- *申込/納入通知書、預金通 帳、通帳の印鑑を持参し、お 近くの金融機関の窓口へ
- *問合せ/収納課(☎47-8729)

r チャ の徹底を ノレ K

射

10月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月 間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時 の被害の防止や軽減に欠かすことができません。運転手 はもちろん、後部座席を含め、車に乗った人全員がシー トベルトを着用する必要があります。

また、6歳未満の子どもを乗せる場合は、必ずチャイ ルドシートを着用する必要があります。



交通事故発生時の被害軽減を 図るため、正しいシートベル ト、チャイルドシートの着用を 徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課(☎47 $-7386) \ \ \sim$

愛犬との暮らし

飼い主はルールを守って!



◎飼い犬の登録と狂犬病予防注

生後91日以上の飼い犬は、市 への登録と年1回の狂犬病予防 注射が義務付けられています。

登録および注射を受けていな い場合は、いずれも動物病院で 行ってください。料金は、登録 が3,000円、注射が3,150円(手 数料などが別途必要)です。

◎飼い主のマナーの徹底を!

散歩の時は、責任を持ってフ ンの後始末をしましょう。無責 任な放し飼いはしないでくださ

詳しくは、環境衛生課(☎47 $-8571) \ \, \sim$

「愛犬のしつけ方教室」

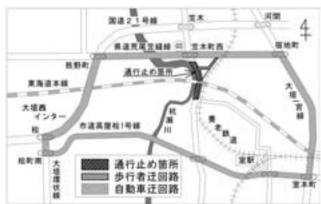
参加者募集

- *対象/西濃地区在住の人(飼 い犬同伴可)
- *とき/11月12日(木) 午後1 時30分~3時
- *ところ/杭瀬川スポーツ公園
- *内容/服従訓練や楽しい散歩 の仕方、災害時の備えを学ぶ
- *申込/10月27日~11月6日ま でに、西濃保健所生活衛生課 (☎73-1111 内線269・268)

笠木町地内に位置する市道の一部が、通行止めに なります。これは、杭瀬川の河川改修工事に伴う市 道関連工事のためです。ご理解とご協力をお願いし ます。

詳しくは、県大垣土木事務所河川砂防課(☎73-1111 内線368) へ。

◆期間:11月9~23日(午前9時~午後4時30分) 11月24日~平成28年4月下旬(終日)



審議会を傍聴してみませんか

公契約についての懇話会 担当:契約課(2547-8341)

10月21日(水) 13:30~14:00 市役所3階 合同委員会室

・公契約条例に関する提言について

個人情報保護審議会

担当:行政管理課(☎47-8294)

10月27日(火) 10:00~11:00

市役所2階第1会議室

・個人情報ファイルの届出について

景観遺産審議会(非公開)

担当:都市計画課(☎47-8694)

11月4日(水) 13:30~15:30 東庁舎3階 大会議室

・景観遺産及び景観自慢の指定について ほか

保健推進協議会

担当:保健センター(☎75-2322)

保健センター4階 会議室 11月6日(金) 13:30~15:00

・第二次地域保健計画(素案)について ほか

PRECEDED STELLED !

3つの義務を守りましょう!

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染 や悪臭の発生などを招きます。良好な環境 を維持するため、浄化槽を使用している人 は、次の3つの義務を守り、適正な管理に 努めましょう。

<法定検査>

毎年1回、保守点検とは別に、水質に関 する検査(11条検査)がすべての浄化槽に 必要です。また、浄化槽を新設・入れ替え した場合、浄化槽が適正に設置され、正 常に機能しているかを確認する検査(7 条検査)が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するために は、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1 回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の 清掃が必要です。

ご利用ください / 便利な制度

3つの義務を一括して委託できる「浄化 槽らくらく一括契約」が便利です。この契 約で、次の2制度も無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修 理を保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

岐阜県環境管理技術センターが、合併処 理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に 適合し、下水道と同様の生活排水処理施設 であることを認定する制度です。